

上の森公園Park-PFI事業
特定公園施設建設・譲渡契約書（案）

令和8年8月

沖縄県与那原町

※本契約書（案）は、現時点において想定される基本的な内容を記載したものであり、認定計画提出者との協議により、記載内容を修正する予定です。

上の森公園Park-PFI事業
特定公園施設建設・譲渡契約書（案）

与那原町（以下「甲」という。）と譲渡人〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、令和〇年〇月〇〇日に取り交わした「上の森公園Park-PFI事業基本協定書」（以下「協定書」という。）に基づき、次のとおり上の森公園Park-PFI事業に関する特定公園施設建設・譲渡契約（以下「本契約」という。）を締結する。

なお、本契約における用語の定義は、本契約において特に明示する場合及び文脈上別意に解すべきことが明らかな場合を除き、協定書において定めるところによる。

（譲渡物件）

第1条 乙が甲に譲渡する物件（以下「譲渡物件」という。）は、別紙物件目録のとおりとする。

（特定公園施設の引渡し及び危険負担）

第2条 乙は協定書第39条及び別紙1に基づき、特定公園施設引渡予定日において、特定公園施設を甲に引き渡す。ただし、甲及び乙は、合理的な理由がある場合に限り、協議により引渡予定日を変更することができるものとする。

2 特定公園施設の引渡しが遅延した場合の費用負担等については、協定書第40条に従うものとする。

3 特定公園施設の引渡し前に、不可抗力により特定公園施設が滅失又は毀損したときは、その負担は乙に帰する。この場合において、甲が本契約を締結した目的が達せられないときは、甲は本契約を解除することができる。

（譲渡の対価）

第3条 譲渡物件の対価は、特定公園施設の整備に要する費用として〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税額〇〇〇〇〇円）とする。

（譲渡価額の支払）

第4条 乙は、第2条の規定により譲渡物件を甲に引き渡した後、対価の支払を書面により甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から適正な支払請求書を受領した日から30日以内に第3条に規定する金額を乙に支払うものとする。

（遅延利息）

第5条 甲は、本契約に基づく金銭債務の支払を遅延した時は、その遅延した額につき、遅延日

数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条により財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、その支払の遅延が天災その他不可抗力によるものと乙が認めたときは、乙は遅延利息を免除するものとする。

（契約不適合責任）

第6条 第2条の規定により乙が甲に対して譲渡物件を引き渡した後、譲渡物件に構造上の欠陥、破損等の協定書及び本事業関連書類の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があることが判明した場合、又は契約不適合により公園の管理運営に支障が生じる恐れがある場合は、甲は、乙に対し、協定書第41条に従って当該契約不適合の修補又は損害賠償を請求することができる。

（契約の解除）

第7条 第2条による特定公園施設の引渡し前に理由の如何を問わず協定書が解除され又は終了した場合、本契約も解除される。

（効力発生）

第8条 本契約は、与那原町議会の承認を得たときに成立する。この場合において甲は、乙に効力発生に関する通知書を交付するものとする。

2 本契約締結後、与那原町議会の承認を得ることができなかつたときは、本契約の効力を失うものとする。この場合において、乙が本契約の成立を前提として行った準備行為その他履行に要した一切の費用については、乙の負担とする。

3 前項において、本契約の効力を失った場合、乙に損害が生じても、甲はその賠償の責めを負わないものとする。

（契約の費用）

第9条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（契約の変更）

第10条 本契約の変更については、甲及び乙の書面による同意をもってのみこれを行うことができる。

（裁判管轄）

第11条 本契約に関して紛争が生じたときは、那覇地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

（協議）

第12条 本契約に定めのない事項又は本契約に関し疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、記名押印のうえ、甲及び乙が各一通を所有するものとする。

令和 年 月 日

甲 沖縄県島尻郡与那原町字上与那原16番地
与那原町
与那原町長 照屋 勉 印

乙 (住所)
(企業名)
(代表者) 印

別紙 物件目録
(第1条関係)

[illegible]